

日本農業経済学会 会則

(名称)

第1条 本会は日本農業経済学会（英文名：The Agricultural Economics Society of Japan）と称する。

(目的)

第2条 本会は農業経済に関する研究を行い、もって農業経済学と農業・農村の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会はその目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究発表会及び学術講演会等の開催
- (2) 学会誌『農業経済研究』（以下「和文誌」という）及び『Japanese Journal of Agricultural Economics』（以下「英文誌」という）の編集・発行
- (3) 研究業績の表彰
- (4) 他学会との研究連絡及び国際交流
- (5) 日本農学会及び日本経済学会連合への加盟
- (6) 農業経済に関する学術図書の発行
- (7) その他、本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同する研究者、その他の個人
 - (2) 学生会員 本会の目的に賛同する学生
 - (3) 購読会員 本会の目的に賛同し、本会の定期刊行物を購読する法人、またはその他の団体
 - (4) 賛助会員 本会の目的事業を賛助する個人並びに法人、またはその他の団体
 - (5) 名誉会員 会長、副会長経験者、または本会に特に功績があったと理事会が認める満65歳以上の者
2. 入会を希望する者は、所定の手続きによって申し込み、理事会の承認を得るものとする。学生会員に限り単年度の会員資格を有するものとする。ただしその資格の更新を妨げるものではない。会員は会費を納入し、本会の事業に参加し、定期刊行物等の配布を受ける。学生会員については定期刊行物の配布は行わない。
3. 本会の名誉を著しく損なう行為や、本会の目的に反する行為を行った会員は理事会の議を経て除籍し、総会に報告する。

(会費)

第5条 年会費は次のとおりとする。

- (1) 正会員 8,500円
- (2) 学生会員 3,000円
- (3) 購読会員 8,500円
- (4) 賛助会員 1口50,000円で1口以上

2. 会費を納入しない会員は理事会の議を経て除籍する。 名誉会員については会費を免除する。

(役員)

第6条 本会に会長1名、副会長4名、理事若干名、監事2名の役員を置く。理事のうち若干名を常務理事とする。役員を選出方法及び理事の定数については「役員選出に関する細則」に定める。

(会長、副会長)

第7条 会長は会務を総理し、本会を代表する。副会長は会長を補佐するとともに、会長に事故がある時はその職務を代理する。副会長は、総務、編集、企画、国際の任務を分担する。新たな会務が生じた場合、副会長はそれらを兼務できる。

(常務理事)

第8条 常務理事は役付常務理事と地区担当常務理事によって構成される。役付常務理事は、会長補佐、総務、情報、財務、学会賞・国内学術交流、和文誌編集、英文誌編集、企画、国際を担当する。

(会長指名理事)

第9条 会長指名理事は和文誌及び英文誌編集担当常務理事、会長補佐常務理事、総務担当常務理事、開催校担当理事を含む若干名とする。ただし、開催校担当理事は監事以外の他の役員を兼務できる。

(任期)

第10条 役員任期は原則2年とし、再任を妨げない。また、会長指名理事の任期は2年ないし1年とする。やむを得ない場合を除いて、和文誌及び英文誌編集担当常務理事が、引き続き2年を超えて在任することはできない。ただし、任期最終年に開催業務を担当する大会の時期によっては、原則その前大会総会での承認のもと当該大会開催業務を終えるしかるべき時期まで役員任期を延長することを可能とする。

(総会)

第11条 総会は毎年1回開催し、会務報告、決算報告、監査報告、事業計画、予算、その他重要事項を審議・議決する。会長及び理事会が必要と認めた時は、臨時総会を開催することができる。総会は会長が召集し、議長となる。

(理事会)

第12条 理事全員によって理事会を構成し、本会の事業・運営に関する重要事項を審議・決定する。理事会は年1回以上開催し、会長が召集する。理事会は構成員の過半数の出席をもって成立し、議決することができる。

(常務理事会)

第13条 会長、副会長、常務理事によって常務理事会を構成し、本会の事業・運営に関する事項を審議・決定する。必要に応じて、開催校担当理事を召集する。常務理事会は年1回以上開催し、会長が召集する。常務理事会は構成員の過半数の出席をもって成立し、議決することができる。

(議決)

第14条 総会の議決は出席会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところとする。理事会、常務理事会の議決は、出席議決権者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、会長の決するところとする。

(委員会)

第15条 本会の事業遂行のため、理事会の下に編集委員会、企画委員会、国際委員会、情報化委員会、連携委員会、その他必要な委員会を置く。

(事業及び会計年度)

第16条 本会の事業年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。会計年度は2月1日より1月31日までとする。

(事務局)

第17条 本会は主たる事務局を理事会の定めるところに置く。

(改正)

第18条 会則は総会の議決を経て改正することができる。

附則

本会則は2004年9月15日から施行する。

附則

本会則は2014年3月29日から施行する。ただし、2014年度の会計事業年度は、2014年3月1日より2015年1月31日までとする。

附則

本会則は2015年3月28日から施行する。

附則

本会則は2016年3月29日から施行する。

附則

本会則は2017年3月28日から施行する。